

北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

31 北ま都第 1039 号
平成 31 年 4 月 18 日 区長決定

（設置）

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化の計画的な推進を図るため、北区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１）基本構想に基づく事業計画の推進に関すること。
- （２）基本構想の評価及び見直しに関すること。
- （３）基本構想の改定に関すること。
- （４）その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- （１）学識経験者
- （２）高齢者、障害者団体等に属する者
- （３）関係行政機関の職員
- （４）施設管理者の職員
- （５）交通管理者の職員
- （６）公共交通事業者の職員
- （７）その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名

する順序により副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 協議会に、基本構想の推進に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

（協議結果の報告）

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等の状況について、必要に応じて区長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則（平成31年4月18日 31北ま都第1039号区長決裁）
この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

付 則（令和7年〇月〇日 7北ま都第〇〇〇〇号副区長決裁）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。